

報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は一般財団法人共益投資基金 JAPAN（以下財団と称す）の役職員に関する報酬および費用の処理について定める。

(定義)

第2条 報酬は、その名称を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当で、費用とは明確に区分されるものとする。

2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費で報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役職員の報酬については次の通りとする

- ・評議員および監事は無給とする。
- ・理事は、原則として無給とするが、大規模災害発生後の調査などで、限定期間、専任的に業務に当たる際には、一日当たり 1 万円を越えない額を日当として支給する。支給に当たっては当該の理事を外しての議決により理事会で決定する。
- ・支援アドバイザーは案件毎に支援先と協議して、理事会で決定する。
- ・事務局員は、有給とする。支給額については理事会で決定する。

(費用)

第4条 財団は、役職員、および支援アドバイザーがその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

2016年8月9日制定

2019年7月9日改訂